

簡易な収入見込額の申立書 【家計急変者】

○「大府市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（家計急変世帯分）申請書（請求書）」と一緒にご提出ください。

(1) 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した方の全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和4年度 住民税 課税状況 ②	障害者控除等 の適用 ③	収入減少の あった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入 見込額 D×12 ⑥	非課税相当 収入 限度額 ⑦
						給与収入 [A]	事業収入又は 不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 (2022年) 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円			円	円
						円	円	円		
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 (2022年) 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円			円	円
						円	円	円		
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 (2022年) 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円			円	円
						円	円	円		
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 (2022年) 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円			円	円
						円	円	円		
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和4年 (2022年) 月	収入合計額 A+B+C= [D] 円			円	円
						円	円	円		

(記入上の注意)

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。
- ② 「令和4年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月から令和4年12月までの間の任意の1か月の年月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和4年1月から令和4年12月までの任意の1か月の収入を記入してください。

※令和4年度住民税非課税世帯のうち、本給付金の支給を受けていない世帯については、令和4年度住民税非課税世帯に対する給付として、令和4年9月30日時点で住民登録のある市町村から確認書等が送付されます。

[A] 給与収入	※給与収入がある場合に、 総支給額(税や社会保険料などが控除される前の「総支給額」から、通勤手当を除いた金額) をご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
[B] 事業収入 又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
[C] 年金収入	※公的年金収入(企業年金を含む。障害年金、遺族年金等の非課税のものを除く。)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を1.2倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下の早見表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

〈早見表〉大府市(2級地)の場合

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	965,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,469,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,877,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,327,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,777,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※上記の被扶養者の人数に応じた区分に該当する金額の方が大きい場合は、そちらを適用してください。

別紙(裏面)

(3)年間所得により申し立てる場合、申請書(表面)の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての方について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 令和4年中の 年間収入見込額 ⑥(表面の⑥を転記)	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入等 の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

⑥「令和4年中の年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円(※給与収入が55万円以下の場合には、控除額は給与収入額と同額)
- ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください。
- ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)

⑫「非課税所得限度額」には、表面の①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、表面の①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉大府市(2級地)の場合

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	415,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	919,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,234,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	1,549,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	1,864,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	1,350,000円

※上記の被扶養者の人数に応じた区分に該当する金額の方が大きい場合は、そちらを適用してください。